(1) 2016年4月号



#### Q。 岡義博法律事務所報 第50号

高松市丸の内7番20号 丸の内ファイブビル5階

TEL (087)821 - 1 3 0 0 FAX (087)821 - 1 8 3 3 MAIL oka-law@kln.ne.jp

MAIL oka-law@kln.ne.jp H P http://www.kln.ne.jp/oka-law/

### もったいない

おかげさまでテミスは50号を迎えました。 年2回の発行ですから25年たったことになり ます。弁護士を身近に感じて欲しいというこ とで始めましたが、幸い好評を頂いているよ うです。当時は、弁護士が宣伝をすることは 大きな制約がありました。それに比べて現在 は、過剰過ぎる宣伝が目に付く時代になって しまいました。テミス創刊の意義を忘れず、 今後もできる限り永く続けていきたいと思っ ております。ご愛読ください。

最近思うこと。賞味期限切れの食料を産業 廃棄物業者がスーパーなどへ販売した事件が あった。本来廃棄すべき食料を通常の流通ル ートに乗せるということは、言語道断である が、他方で異なる思いも出てくる。

日本には「もったいない」という精神があったはずである。壊れたものも使い捨てにせず修理をして使うとか、多少古くなった食料でも火を通して食べるとか、物を大事にする精神があったはずである。賞味期限が切れた食料でも腐っているわけではない。食べられないものではない。賞味期限切れというだけで、日本では毎日のように大量の食料が廃棄されている。何ともったいないことよ。十分

所 長 弁護士 岡 義 博

食べられるものがある。

世界には飢えに苦しんでいる人たちが沢山いる。この人たちに、食べられる食料を回すことはできないものか。日本から飢えている国へ向けての飛行機があるだろう。その飛行機の片隅に冷凍した食料を載せて、飢えた国へ送る。飢えた国でその食料を配布する。このような国には世界中から多くのボランティアなどが来ているから、彼らの協力を得れば飢えた人に食料を渡せるのではないか。

日本国内での食料の調達はどうするか。各地に冷凍倉庫があるだろうから、食べられる食料を冷凍倉庫に運ぶのである。倉庫の片隅に食料を置いてもらう。食品会社と倉庫会社の協力があれば可能である。倉庫の食料は東京や大阪へ行く冷凍のトラック便の片隅に運び込む。ここでも運送会社や倉庫の片隅に運び込む。ここでも運送会社や倉庫の片隅に運び込む。ここでも運送会社や倉庫の台への協力があれば可能である。そして、航空会社の協力を得て飛行機の片隅に食料を積み込んで送り届けるのである。輸出の手続きは国の仕事だから、国がこの仕組みを押し進めれば、実行は可能であろう。

これが本当の人類の共生であり、国家がすべき仕事ではないか。



## 法の女神・テミス

この像は、ギリシャ神話の「法の女神」テミス (Themis …ギリシャ語で、「掟」「習慣」「法」「正義」を意味します)を形どったものです。

右手に掲げるはかりは、公平を象徴するとともに、 悪の重さをはかり、左手の剣は力による貫徹を象徴し、 目隠しは無私をあらわすものといわれています。 近な法

律

ペットブームという言葉ができて随分経つと思います。今でもペットブームは続いているようです。そこで、動物愛護に関する法律について勉強しましょう。

動物の愛護及び管理に関する法律は昭和48年にできていますので、結構昔から動物愛護がうたわれていたのですね。条文も50条もあります。

この法律では、動物の適切な取扱を定める他、都道府県等がすべき事項も定められています。動物を飼う者の責務として次のようなものが定められています。

- ・動物の健康及び安全を保持するように努める。
- ・動物が人の生命、身体、財産に害を加えた り、生活環境の保全上の支障を生じさせる ことがないように務める。
- 動物が人に迷惑を及ぼすことがないように 努める。
- ・動物の脱走防止のため必要な措置を講じる よう努める。
- ・動物が命を終えるまで適切に飼育するよう 努める。

# ・繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努める。

・動物が自己の所有であることを明らかにす るための措置を講ずるよう努める。

「努める」とあるのは、いわゆる努力義務です。これらに違反しても処罰されるというわけではありません。

しかし、罰則を科される場合もあります。 愛護動物をみだりに殺したり傷つけた場合に は2年以下の懲役又は200万円以下の罰金で す。愛護動物を虐待した場合には100万円以 下の罰金です。愛護動物を遺棄した場合も 100万円の罰金です。ここに「愛護動物」と いうのは犬、猫、家うさぎ、鶏、家鳩、アヒ ルの他、牛、馬、豚も入ります。

また、特定動物(人の生命、身体、財産に害を加えるおそれがあるとして政令で定められている動物)を都道府県知事の許可を受けないで飼育し、保管した者は6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金です。結構重い刑罰ですね。

以下は次号で。

# へ50 動物愛護·管理:

# 高なウォッチング

25年前、創刊にあたり、私のコーナーを「高松ウォッチング」としました。長崎から嫁に来た私は、高松が新鮮で、このコーナーが誕生しました。さぬき弁がめずらしかったです。「ちょっとこましのべとっていた~」「なんがでっきよんなあ~」「そんなとこおいたらまがる」等々。そんやけど今は、まんでがんわかるで~。

このコーナーは、いつの間にか私のどじ話に。 所長に何度も異議申立をしたのですが。好評に つき、却下!

嫁に来た当初は、まだ連絡船の時代。友達が 誰もいなくて。「あの船に乗らなきゃ帰れない~」 と海をみては、涙ぐんでおりましたのに…???。

#### 事務局 E・O

今、愛にあふれる仲間たちと、ボランティア 活動に励んでいます。一冊の本との出会いから 金澤泰子さん・翔子 さん・児玉令江子さ んをお迎えして、講 演会を開催すること になりました。

人と人との繋がり を、ワクワクしなが ら楽しんでおりま す。これからも、ど うぞ宜しくお願い致 します。

## ハ十八ヶ所巡り その14

66番雲辺寺。讃岐(香川)の最初の札所だ。 讃岐の札所だがお寺が建っている所は阿波(徳 島)である。標高911mの雲辺寺の山頂にお寺が ある。四国霊場で最も高い場所にある。歩いて 上がったり、車で行ったりする道はあるが、ロ ープウェイで行くのが一般的。ロープウェイは 香川側から出ている。車の道は徳島側からある が、大変狭い。私達はいつもロープウェイを利 用する。ロープウェイのお値段はいささかお高 く1人2000円(往復)である。



ロープウェイには色々な思い出がある。3回目 の巡礼で逆打ちをした時のこと、往きのロープ ウェイで福岡からの団体さんを引率する大先達

さんに出会った。勉強になりそうだと思い勝手にこの一行にくっついてお参りをした。大先達さんは知識が豊富で、ついて回って色々と学ばせてもらった。光明真言を唱える時は右手を上げ、ご本尊に向けて唱えるという作法を知った。なるほど。それ以来この作法を実践している。帰りのロープウェイで妻が大先達さんに声を掛ける。妻が馴れ馴れしく話しかけ、自分たちも先達を目指していると大層なことを口走る。恥ずかしくて仕方なかったが、大先達さんは私達



を気に入ってくれたのか、錦の納 札を頂いた。特注品で、住所や名 前まで印刷している。

錦の札は100回以上巡礼した人が納める札である。札の裏を見ると108回とある。ますます畏れ入る。錦のお札はお守りになるということで、家に帰って早速部屋に飾った。人との出会いは不思議で、また有り難いものである。

 $(Y \cdot O)$ 

先達や 雲のかなたの 春の寺



## すよっと ひといき

「お母さん、もうお弁当作らんでええようになったわ。」この春から、主人が大阪勤務になると2月末日、告げられた。「エーッ!何?」目茶苦茶驚いた。これまで20年間転勤はなく、主人は特例なんだと勝手に決めつけていたからだ。残念ながら、田舎の本家である我が家は、家畑を見放すこともできない。自動的に主人は、単身赴任。

翌日、身内にこの事を話した。母親、妹、弟嫁それぞれが主人の事を心配し、自分ならついて行くと言われてしまった。しかし、その後ごく身近な人に話したが、大半は亭主元気で留守がいい派の声。そう言えば高校の友人の年賀状に、転勤していた夫がもう帰ってきたと書いていた。彼女はもっと伸び伸びしたかったようだ。

#### 事務局 Κ・Κ

引越準備を初め、納屋の使われてない冷蔵庫 や布団等々使えそうな物を探していると、カビ の生えた結婚式の写真集。更に三年目の結婚記 念日まで消した(25年目の結婚記念日まで消せ る)キャンドルが哀れな姿で出てきた。白無垢 姿の私の顔には、カビが。

ちょうど、今年結婚25周年銀婚式なのだが、 神様が知らせてくれたかのようにこのタイミン グで見つかった。主人を大切にしなさいとの知 らせかも。今年の結婚記念日には、一気に4年 目から25年目までキャンドルを燃やそうかな。

まめによく働く主人ではあるが、台所の事は全くやったことが無い。これからは、私が大阪に通って手料理を作ってあげよう。新婚さんみたいに!

#### 外部の方からの投稿です

## 編集後記

事務所報1号の発刊は1991年ということで、私はまだ小学校に上がったばかりの頃です。事務所報は、気づけば私にとっても大変身近なものになっていました(当時は母のおもしろ失敗話が書いてある不思議な新聞と思っていた)。だんだんと自分自身もネタにされて、時々登場するようになったり...。

#### 事務局 M・O

その後大学生になり1人暮らしを始めた頃も、東京で就職した頃も常に欠かすことなく事務所報は私の手元に送られてきていました。その誌面に、いま自分自身が投稿していることは何だか感慨深いなと感じます。これからも事務所報と共に歩み、成長していこうと思います。